**令和５年度 宮城県保育士再就職準備金貸付事業募集概要**

もう一度保育士資格を生かすチャンス

**１　事業の目的**

保育士資格を有し、保育士として勤務していない方の再就職支援を図るため、再就職準備に必要な費用を貸与することで、県内の保育士の確保を図ることを目的とするものです。

**２　貸付対象者**

　　次の全てを満たす保育士資格を有する方が対象となります。

　　①保育士登録を行った方。ただし、養成施設卒業生の場合は卒業後、６か月以上経過した方

　　②以下の施設若しくは事業を離職した方（県内の施設若しくは事業である場合は離職後、

　　　６か月以上経過した方）又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない方

　イ 児童福祉法第７条第１項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

　ロ 児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業

ハ 児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業

ニ 児童福祉法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業

ホ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園

　　③他都道府県が実施する当該貸付金を借り受けていない方

　　④県内の別表対象施設に、新たに保育士として勤務する方

（保育士として週２０時間以上の勤務が必要です。）

　　⑤保育士養成校在学期間に保育士修学資金の就職準備金を借りた

ことがない方

**３　貸付金額と利子**

再就職準備金　４０万円以内（１人１回限りです。）

　貸付対象費用　・就職によって転居が伴う場合の転居費用

　　　　　　　　・転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料等

　　　　　　　　・就職後、業務に従事する際に使用する被服費

　　　　　　　　・業務に関する研修を受けた際の研修費用

　　　　　　　　・通勤に要する自転車等の購入費　等

　利　　　　子　無利子（ただし返還期限を過ぎた場合は、年３％の延滞利子を徴収します）

**４　貸付金返還の免除**

　　宮城県内の保育所等の指定施設において２年間継続して保育士として業務に従事したとき貸付金の返還が免除されます。

**５　申請の手続き方法**

　　貸付希望者は申請書類を就職後３カ月以内に社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に提出してください。

**＜問い合わせ＞**

社会福祉法人　宮城県社会福祉協議会

震災復興・地域福祉部福祉人材課人材支援係 貸付事業担当

Eメール　m-kashi-jinzai@miyagi-sfk.net　連絡先（☎　０２２－３９９－８８４４ ）

別表

保育士再就職準備金従事先対象施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域 | 法令・通知等 | 施設別種別 |
| 県　内　施　設 | 児童福祉法 | 第６条の３第７項 | 一時預かり事業 |
| 第６条の３第９項から第１２項までに規定する業務であって、第３４条の１５第１項の規定の事業及び同条第２項の認可を受けたもの | 家庭的保育事業　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 小規模保育事業　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 居宅訪問型保育事業 |
| 事業所内保育事業　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 第６条の３第９項から第１２項までに規定する業務又は第３９条第１項に規定する業務を目的とするものであって、法第３４条の１５第２項、第３５条第４項の認可又は認定こども園法第１７条第１項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの | 1. 第５９条の２の規定により届出をした施設
 |
| 1. ①に掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、届出をした施設
 |
| 1. 雇用保険法施行規則第１１６条に定めている事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
 |
| 1. 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 |
| 1. 国、都道府県又は市町村が設置する法第６条の３第９項から１２項までに規定する業務又は法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設
 |
| 第６条の３第１３項 | 病児・病後児保育事業 |
| 第７条 | 保育所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 学校教育法 | 第１条 | 教育時間終了後等に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 「認定こども園」への移行を予定している幼稚園　 |
| 子ども・子育て支援法 | 第３０条第１項第４号 | 特例教育・保育及び特定地域保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設（へき地保育所） |
| 第５９条の２第１項 | 企業主導型保育事業 |
| 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 第２条第６項 | 認定こども園　　　　　　　　　　　　　　　　　 |